

ウズベキスタン（個別長期専門家） 障害者支援	1	0	0
タイ（科学技術研究員） 障害者のリハビリテーションにおける動作分析装置開発	9	0	0

（注）前年度からの継続による専門家派遣・研修員受入人数を含む。専門家派遣については第三国人材の派遣及びコンサルタント契約による専門家人数を除く。また、研修員受け入れについては協力相手国内もしくは第三国で実施された研修コース分を除く。

■ 図表1-50 日本 NGO 連携無償資金協力（平成23年度 障害者支援関連事業）

（単位：円）

対象国	契約金額	内容
ミャンマー	53,479,334	ヤンゴン管区における障害者のための就労・就学促進事業
	38,841,220	ミャンマー視覚障害者自立支援事業（第2期）
ラオス	38,024,449	障害者のためのバリアフリー環境促進及び就労支援事業
	14,813,427	ラオス障害者就労支援事業
	32,025,137	シェンクワン県におけるクラスター爆弾を含む不発弾被害者支援事業（第2期）
ベトナム	880,928	タイグエン省及びホアビン省の赤十字支部に対する中古障害児用車椅子供与計画
カンボジア	897,737	リハビリテーションセンター11ヶ所に対する障害児用中古車椅子供与計画
モンゴル	19,221,981	ホブド県を中心とする西部地域への保健医療支援：口腔疾患分野の医療体制整備と医療者の育成
フィリピン	801,180	マニラ近郊の障害児支援施設に対する障害児用中古車椅子供与計画
エチオピア	1,419,294	バハルダール市のチェシヤ財団障害児支援センターに対する障害児用中古車椅子供与計画
タジキスタン	49,782,595	ハترون州及び政府直轄地域（西部4地区）における車いす製造・配付強化およびピッサール国立障害児寄宿舎学校施設修繕事業

2. 障害者問題に関する国際的な取組への参加

（1）障害者権利条約

国連においては、平成13年12月、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約を検討するためのアドホック委員会を設置する決議が採択されるに至った。この決議を受けて、14年7月から8月にかけて、同委員会第1回会合がニューヨーク国連本部において開催され、その後、18年8月の第8回会合まで計8回の会合が行われた。

その結果、障害者権利条約は、平成18年12月、第61回国連総会本会議においてコンセンサス採択され、19年3月30日から署名のために開放された。本条約は、20年5月3日に発

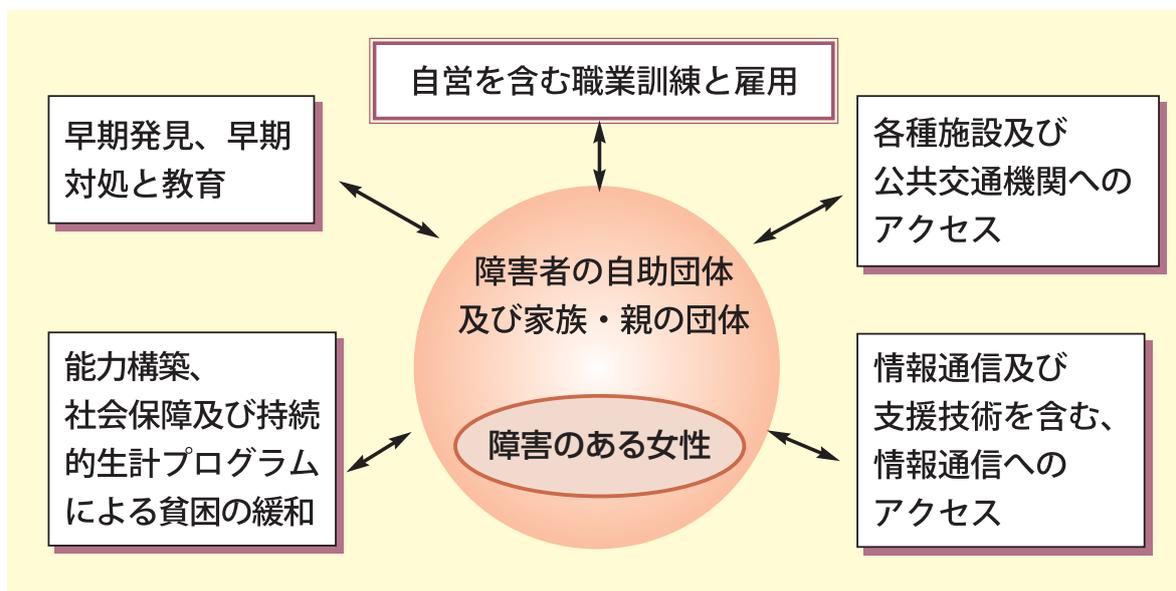
効した。24年3月31日現在、締約国数は111か国となっている。我が国は19年9月、この条約に署名し、現在、早期締結を目指しているところ。

この条約は、① 障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等を一般原則とし、



障害者権利条約への署名（平成19年9月28日）

■ 図表1-51 びわこミレニアム・フレームワークにおける優先領域



資料：内閣府

障害者権利条約 条文構成

(注：見出しは仮訳であり、今後の国会提出へ向けた作業において変更の可能性がある。)

前文	第25条	健康
第1条 目的	第26条	リハビリテーション
第2条 定義	第27条	労働及び雇用
第3条 一般原則	第28条	相当な生活水準及び社会的な保障
第4条 一般的義務	第29条	政治的及び公的活動への参加
第5条 平等及び差別されないこと	第30条	文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加
第6条 障害のある女子	第31条	統計及び資料の収集
第7条 障害のある児童	第32条	国際協力
第8条 意識の向上	第33条	国内における実施及び監視
第9条 施設及びサービスの利用可能性	第34条	障害者の権利に関する委員会
第10条 生命に対する権利	第35条	締約国による報告
第11条 危険な状況及び人道上の緊急事態	第36条	報告の検討
第12条 法律の前にひとしく認められる権利	第37条	締約国と委員会との間の協力
第13条 司法手続の利用	第38条	委員会と他の機関との関係
第14条 身体的自由及び安全	第39条	委員会の報告
第15条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由	第40条	締約国会議
第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由	第41条	寄託
第17条 個人が健全であることの保護	第42条	署名
第18条 移動の自由及び国籍についての権利	第43条	拘束されることについての同意
第19条 自立した生活及び地域社会に受け入れられること	第44条	地域的な統合のための機関
第20条 個人的な移動を容易にすること	第45条	効力発生
第21条 表現及び意見の自由並びに情報の利用	第46条	留保
第22条 プライバシーの尊重	第47条	改正
第23条 家庭及び家族の尊重	第48条	廃棄
第24条 教育	第49条	利用可能な様式
	第50条	正文
		未文

- ② 障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを締約国の一般的義務とし、
- ③ 障害のある女子及び児童を含む障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらの人権及び基本的自由を確保し、及び促進するための措置を締約国がとること等を定めている。
- ④ また、この条約の効果的な実施を確保するために、締約国が国内における実施及び監視のための枠組みを維持し、強化し、指定し、又は設置すること、締約国が選出する委員から構成される障害者の権利に関する委員会を設置すること等について定めている。

我が国は、本条約の作成過程に起草段階から積極的に参加するとともに、国内 NGO との意見交換の実施や障害者 NGO 代表の政府代表団顧問としての参加を通じて、障害当事者のための条約づくりを目指してきた。

現在、障がい者制度改革推進本部及び推進会議の動きも踏まえながら、本条約の早期締結を目指しているところ。

(2) アジア太平洋障害者の十年 (2003-2012年)

「アジア太平洋障害者の十年」は、アジア太平洋地域において障害のある人への認識を高め、域内障害者施策の水準向上を目指すために、「国連障害者の十年」に続くものとして、平成4年に我が国と中国が主唱し、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）第48回総会において決議された。その最終年となる14年のESCAP第58回総会において、我が国の主唱により「アジア太平洋障害者の十年」が更に10年延長されるとともに、同年10月25日から28日の4日間、滋賀県大津市で開催された「アジア太平洋障害者の十年を締めくくるハイレベル政府間会合」において、ア

ジア太平洋地域における「十年」の行動計画である「アジア太平洋障害者のための、インクルーシブで、バリアフリーな、かつ権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク」（以下「びわこミレニアム・フレームワーク」という。）が採択された。

「びわこミレニアム・フレームワーク」では、優先的行動のための7つの分野として、「障害者の自助団体及び家族、親の団体」、「女性障害者」、「早期発見、早期対処と教育」、「自営を含む職業訓練と雇用」、「各種施設・公共交通機関へのアクセス」、「情報通信技術及び支援技術を含む情報と通信へのアクセス」、「能力構築、社会保障と持続的生計プログラムによる貧困の緩和」が挙げられており、それぞれの項目ごとに、重要課題、目標及び求められる行動が示されている。「びわこミレニアム・フレームワーク」の全文は内閣府のホームページに掲載している。

また、「アジア太平洋障害者の十年」の中間年に当たる平成19年9月には、タイのバンコクにおいて「アジア太平洋障害者の十年の中間評価に関するハイレベル政府間会合」が開催され、「びわこミレニアム・フレームワーク」を補完し、20年から24年までの実施を促進するための行動指針となる「びわこプラスファイブ」が採択された。「びわこプラスファイブ」の全文についても内閣府のホームページに掲載している。

3. 情報の提供・収集

内閣府では、我が国の障害者施策に関する情報提供のために、基本的枠組みである「障害者基本法」、「障害者基本計画」等の英語版を作成し、内閣府ホームページ（英語版）にこれらを掲載している。また、「障害者白書の概要」の英語版を作成し、内閣府ホームページにもこれを掲載している。